

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年2月9日
02-工-B-01-0019_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-6-別添3 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>VI-1-1-6-別添3 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について</p>	<p>・図書番号の差異</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年2月9日
02-工-B-01-0019_改0

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-6-別添3) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-6-別添3 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. はじめに</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第9条及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に基づき、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について説明する。</p> <p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>3. 出入管理及び持込み物品の点検等について</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年2月9日
02-工-B-01-0019_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-6-別添3 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>具体的には、以下のとおり実施する。</p> <p>3.1 出入管理</p> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p>3.2 車両の管理</p> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p>3.3 探知施設</p> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年2月9日
02-工-B-01-0019_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-6-別添3 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.4 通信連絡設備</p> <p>3.5 持込み確認</p> <p>防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）が行われないように持込み点検を行っている。</p>	
		<p>4. 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策について</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対しては、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講じている。</p> <p>具体的には、以下の対策等を行っている。</p>	